

## 知っていますか？子どもの権利

すべてのこどもは、生まれながらにしてひとつの人間として権利をもっています。日本をはじめ、世界中の多くの国・地域が子どもの権利を認め、守るために「子どもの権利条約（児童の権利に関する条約）」という約束を決めています。

「子どもの権利条約」は、子どもが持っている権利や、おとながどうやって子どもの権利を守っていくかについて定められています。「子どもの権利条約」の基本的な考え方は、次の4つで表されます。

### ■ 差別のないこと

すべてのこどもは、こども自身や親の人種や国籍、性、意見、障がい、経済状況などのどんな理由でも差別されず、条約の定めるすべての権利が保障されます。

### ■ こどもにとって最もよいこと

こどもに関することが決められ、行われる時は、“そのこどもにとって最もよいことは何か”を第一に考えます。

### ■ 命を守られ成長できること

すべての子どもの命が守られ、もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう、医療、教育、生活への支援などを受けることが保障されます。

### ■ こどもが意味のある参加ができること

こどもは自分に関係のある事柄について自由に意見を表すことができ、おとなはその意見をこどもの発達に応じて十分に考慮します。

参考：日本ユニセフ協会 子どもの権利条約サイト



<https://www.unicef.or.jp/crc/>

## 困ったとき、相談したいときは

### ★こども家庭センター（役場6番窓口）

- ・子どもの成長、発達で気になることがある
- ・家庭での困りごとがある
- ・子どもが学校や保育園に行きたがらない
- ・どこに相談していいか分からぬなど  
　　子どもに関する困りごと全般

電話：0265-79-0007 (8:30～17:15)

メール：[kodomo@town.minowa.lg.jp](mailto:kodomo@town.minowa.lg.jp)

### ★児童相談所相談専用ダイヤル

- ・出産や子育てについての悩みごと全般

電話：0120-189-783

### ★役場福祉課（役場8番窓口）

- ・ひとり親への支援に関するこ
- ・障がい児の福祉に関するこ など

電話：0265-79-3162 (8:30～17:15)

### ★教育委員会学校教育課（町文化センター内）

- ・町内の小、中学校教育に関するこ
- ・学童クラブに関するこ

電話：0265-70-6603 (8:30～17:15)

### ★虐待対応ダイヤル「189」（児童相談所）

- ・あの子、虐待を受けているかも
- ・ついこどもに当たってしまう など

電話：189 (24時間)

### ★にんしんSOSながの

- ・予期せぬ妊娠で悩んでいる

電話：0120-68-1192 (24時間)

(メールフォームでの相談もできます)



などなど

## 箕輪町こども・子育て応援条例

令和6年（2024年）

4月1日から



がスタート！

令和6年4月 箕輪町・箕輪町教育委員会



条文など詳しいことはこちら

### 【お問い合わせ】

#### ■箕輪町役場 こども未来課

電話：0265-79-3164

#### ■箕輪町教育委員会事務局 学校教育課

電話：0265-70-6603



## 「子ども・子育て応援条例」とは

「子ども・子育て応援条例」は、すべての子どもが健やかに育つために、子どもや子育て家族を支え、地域全体で喜びや楽しさを実感しながら子どもや子育てに関わることができる社会を実現することを目的とした条例です。

この条例をつくるために、小学生～高校生年代の子ども及び子育て中のみなさんに対するアンケートや、子ども・子育て審議会への意見聴取を実施し、箕輪町議会の議員の意見を取り入れながら条例案を作成しました。

令和5年12月に町議会にて全会一致で可決され、令和6年4月1日から施行されることになりました。

## 「子ども・子育て応援条例」の考え方



この条例は、以下の3つの考え方を基本に、保護者の方や地域のみなさんの役割などを決めています。

- ① 子どもがひとりの人間として尊重され、権利が認められるとともに、子どもや保護者が意見を表明でき、その意見が考慮してもらえること。
- ② すべての子どもがおかれた環境に左右されずに健やかに成長できるよう、子どもや子育て家庭が支援受けることができるこ
- ③ 地域の人はお互いに協力し、子育てへの喜びや楽しさを共有しながら、子どもの成長や子育てを支えること。

1

## 箕輪町のみんなで、子どもと子育てを応援します!

子育て家庭の方、地域のみなさん、ご協力をお願いします！

### 《町》

1. 多様な需要に応じた切れ目のない子ども・子育て支援施策を推進する。
2. 地域住民及び関係団体が実施する子ども・子育て支援活動を支援する。
3. 町民等の関心と理解を深め、安心して子育て等ができるようにするために、条例の趣旨や支援施策について広報等を行う。

### 《学校・保育園》など

1. 子どもの成長に応じ、子どもが主体的に学び、育つことができるよう、支援する。
2. こどもや子育て家庭に寄り添い、自分の意見や困難に思うことを気軽に発信できるよう考慮し、安心できる場所にする。
3. 積極的に町及び関係団体等と情報共有等の連携を図る。

連携

こども

連携

### 《地域住民》(企業なども含む)

1. 安心して生活することができる地域づくりを行う。
2. 子育て家庭が子どもとの関わりを深められるよう考慮する。
3. 子どもが成人しても地域に愛着を持ち、関わり続けられるよう、地域への理解や相互に楽しめる地域活動への参加を促す。
4. 子どもの意見や行動に関心を持ち、自らが模範を示しながら、共に学んでいく。

### 《保護者・子育て家庭》

1. 子どもの最善の利益を考慮しながら、成長に応じた子育てを行う。
2. 子育ては家庭全体で取り組むものと認識し、子どもが安心して生活できる家庭環境を整える。
3. 不安や困難等に直面したときは、周囲に相談し、必要な支援や協力を受けることを心掛ける。

2

## こどもや家族を応援するために、計画をつくります！

これから箕輪町がやるべき「子どものこと」「子育てのこと」「若者のこと」などを整理した「こども計画」をつくります。

計画をつくるために、こどもや子育て中のみなさんの意見を聴いていきます。